

本部長指示事項

- 1 市民利用施設の現在の利用制限を4月19日まで延長すること。
20日以降の市民利用施設や市主催等のイベントについて、準備が整い次第、午後8時以降の利用制限等を実施すること。
- 2 各局区は、引き続き、市民の皆様に不要不急の外出自粛について周知を行うこと。
特にゴールデンウィークを見据えて、県境をまたぐ移動の自粛についてお願いしていくこと。
- 3 県と連携して行う飲食店の見回りについては、全庁をあげて必要な人員の確保に協力すること。
- 4 今後、高齢者から段階的に実施する市民向けのワクチン接種について、円滑な接種体制の構築に向け全庁あげて取り組むこと。また、高齢者等入所施設のPCR検査について、更なる充実を図るよう、準備を進めること。
- 5 市民サービスの低下につながらないよう、各局・区については、「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」を今一度徹底すること。人員の状況を把握し、適正な業務の執行に努めること。